|  |  |
| --- | --- |
| 質問 | 回答 |
| 〇「企画提案公募要領」４　応募の手続き　(6)その他　エ　について　説明会の際に、応募書類の[原本]及び[コピー]には、事業者名がわからないように団体名や所在地のビル名は伏せるという指示がありました。応募書類のうち、応募申込書（様式１）には企業名等、代表者役職・氏名、所在地がありますが、ここでも、[原本]及び[コピー]の企業名等及び所在地のビル名を伏せるのでしょうか。また、印とありますが、印には団体名が入りますが、どのようにすればよいのでしょうか。 | 大阪府公募型プロポーザル方式実施基準８（３）において、「審査にあたっては、可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とし、提案金額を求める場合には、企画・技術提案と価格提案を分離して評価することなど、提案内容をより客観的かつ公正に審査できるようにし、審査過程において恣意性が働かない、あるいは恣意的に行われているとの疑念を生じさせることのない手続きを経るようにしなければならない。」とされています。〇大阪府公募型プロポーザル方式実施基準<http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html>　そのため、説明会において、具体的な提案内容の記載を行う際には、事業者名等を推定できるような記述は可能な範囲で控えて頂くようにご協力をお願いしたところです。ご質問の応募申込書（様式１）については、原本には必要事項を記載・押印の上、提出を行ってください。コピーについては、原本をコピーの上、事業者名等が推定できるような箇所には、可能な範囲で記載を伏せる（黒塗り等）等の処理を行った上で提出いただきますようご協力お願いいたします。（コピーを選定委員へ配布します。）なお、公正な審査を行うため、提出いただいた応募書類において、提案事業者等が推定できる事項が含まれていると大阪府が判断した箇所については、事前に記載を伏せるなどの処理を行った上で、選定委員会に諮ることとしています。 |

質問と回答